

リレー随筆

植物検疫の現場から(2)

頑張る米国向け鳥取県産二十世紀ナシ

輸出検疫とは

輸出ナシの検疫を述べる前に、多少固くなるが輸出検疫の目的に触れておきたい。

国外からの病虫害の侵入・まん延を防止することが国際植物検疫の目的とするならば、各国とも輸入検疫のみで事足り、相手国のためにことさら輸出検査に精出すこともないようなものであるが、事柄はそう簡単ではない。国際植物防疫条約で、輸入国は輸出国に対し植物検疫に関する要求を行う権利が与えられており、一方、輸出国はこれを履行する義務がある。また、我が国の植物防疫法は、条約の精神を受けて相手国の検疫要求に適合しているかどうかの検査を受け、これに合格したあとでなければ輸出してはならない、と規定している。輸入植物検疫を厳格に実施する以上、国際信義のうえからも輸出検疫は的確に実施する責務がある。植物検疫に関する要求は国によって異なり、同じ植物でも輸出検査の不要の国から、輸入を禁止している国まである。

果実の輸出

前置きはこれくらいにして、ナシ果実の輸出検疫の話にはいる。ナシ果実は以前から東南アジアを中心に輸出され、近年では米国本土、豪州にも輸出されている。我が国の生果実の輸出量を平成4年で見ると24千tで、種類別ではウンシュウミカン12千t、ナシ7千t、リンゴ1.5千t、カキ4千t、その他0.2千tで、ナシ果実は2番目の輸出量となっている。年間150万t前後の生果実輸入数量には比べるべくもないが、コスト高のなかでしかも異常なほどの円高・ドル安の現状からみれば、よく頑張っ輸出しているといえるのではないだろうか。

厳しい検疫条件

鳥取県産二十世紀ナシが米国に輸入許可を得てはじめて輸出されたのは、昭和59年で、あれから10年、円高・ドル安、生産者の高齢化に伴う労力不足、黒斑病など病虫害対策などを克服しながら輸出が続けられている。

ナシ果実の対米輸出については、かつてはアラスカ及びハワイ州のみに認められ米国本土への輸入は認められていなかった。このため、鳥取県産二十世紀ナシの輸入

許可を得るため、鳥取県、同県果実農業協同組合連合会(現同県農業協同組合連合会)等からの米国植物検疫当局に対する解禁要請や、農水省の技術的見地に立った解禁への働きかけが行われ、これを受けて米国側は同県下の生産地域での実態調査を行い、病虫害の侵入防止上基本的な問題はないと判断し、一定の検疫条件を付して輸入を許可した。

輸入許可は取得したものの、輸出圃場には授粉樹を含めて無袋果が全くないこと、病虫害防除の徹底、日・米検査官合同の生産地及び輸出検査の実施、輸出検査で黒斑病、コナカイガラムシ等の指定病虫害が認められないこと、などの検疫条件が課されていた。これをクリアするため、国は検疫システムの設定に、また生産者側は受検体制の整備等に取り組んだ。受検体制の確立にあたっては、幸いにもと言うべきか、ナシの大産地としては当然のことと言うべきか、もともと二十世紀ナシは黒斑病に弱いため、栽培・病虫害管理を徹底しなければ高品質の果実は期待できないことから、生産者の技術水準は高く、比較的短期間で体制が確立された。もちろん受検体制確立のため県、農協関係者と生産者がいろいろの問題点を克服するため奮闘努力されたことは想像に難くない。

現状と今後

鳥取県産二十世紀ナシの米国本土向け輸出は、昭和59年の271tを皮切りに、以後年々増加して同県内の輸出生産地域もこれとともに拡大した。昭和62年には15市町村から2,765tが輸出された。しかしながらこれをピークに、急激な円高・ドル安と生産者の高齢化に伴う労力不足等の要因が重なり、生産地域、輸出量ともに減少傾向をたどってきており、平成5年は更なる円高・ドル安のため450tの輸出にとどまった。

このような輸出の伸び悩みについて、生産者側には国の検疫条件が厳しすぎるとの声もある。確かに他の一部の国に比べれば厳しい検疫条件であるが、植物検疫はそれぞれの国が農業事情、立地条件、環境等を考慮して独自に実施しているものであり、それが検疫技術上の要求であればクリアせざるを得ないことは、冒頭に述べたとおりである。

鳥取県産二十世紀ナシに限れば、ナシの出荷調整、品質保持等の観点から、今後とも内部努力をしながら輸出を推進すると聞いている。我々も植物検疫の基本的事項は動かせないが、合理的、かつ円滑な輸出検疫の実施に向けて可能な限り協力しなければならないと考えている。

(神戸植物防疫所 西俣 攻)